

営業用の大型ダンプ車の取扱いについて

経営事項審査制度改正に伴う再審査について

(4) 提出書類・提示書類

④<建設機械の保有状況>注意事項欄において

審査対象は審査基準日の時点において、事業用の大型ダンプ車（申立日時点で、自動車車検証に「〇〇営〇〇〇〇（建）小印（各運輸支局等のもの）の記載があるものに限る）に限る。

としておりましたが、自動車車検証にそのまま印字される場合（この場合小印なし）もあることが判明したため営業用の大型ダンプについて、以下のとおり取扱いを行うこととします。

- ・営業用の大型ダンプ車のうち、主として建設業の用途に使用する大型ダンプ車が評価対象となるため、車検証備考欄の表示番号の後に「(建)」と表記されていることが必要となります。（手書きの場合は+小印）
- ・また、現在発行済の車検証に「(建)」を表記されるには、申立て以前に各運輸支局等に変更の届出を行う必要があります。
- ・なお（建）の表示がある場合でも、審査基準日時点において営業用の大型ダンプ車を保有していない場合は再審査の対象となりません。

Q&A

Q 従来から評価対象となっていた建設機械は1台も有しておらず、これまで建設機械を申請したことはなかった。今回、新たに評価対象となった建設機械（営業用の大型ダンプ車）を1台保有している。前回、建設機械の保有状況については0台として評価されているが、今回、この建設機械を追加して再審査を申し立てることができるか。

A できます。これまで申請したことがなくても、審査基準日時点において営業用の大型ダンプ車を保有していれば、再審査を申し立てることができます。なお、評価対象となるのは、車検証の備考欄の表示番号の後に「(建)」と表記されていることが必要となりますので、事前に各運輸局支局等に変更の申出を行う必要があります。

Q 審査基準日時点から再審査申立時までに、新たに評価対象となった建設機械（営業用の大型ダンプ車）を購入した。今回、この建設機械を追加して再審査を申し立てることができるか。

A できません。経営事項審査においては当該建設機械を審査基準日時点で保有しているかどうかで判断するため、審査基準日時点で保有していなければ再審査の対象となりません。